

日時 令和2年12月21日（月）  
場所 特許庁庁舎9階 庁議室  
（オンライン会議併用）

## 産業構造審議会 知的財産分科会

### 第4回基本問題小委員会

#### 議 事 録

特 許 庁

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方			
～とりまとめ 骨子(案)～		.....	2
3. 特許庁ミッション・ビジョンについて		.....	7
4. 自 由 討 議		.....	13
5. 閉	会	.....	34

## 1. 開 会

○小松企画調査課長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第4回基本問題小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。事務局を担当します企画調査課の小松です。よろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、長岡委員長にお願いしたいと思います。

それでは、長岡委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

本日は本小委員会における報告書のとりまとめ骨子(案)について御審議いただきます。

また、特許庁では現在、ミッション・ビジョン・バリューについて検討を進めておりました、その検討状況についても御紹介いただきます。

それでは、議題に入る前に、事務局から委員の出欠状況及び定足数等について御説明をお願いします。

○小松企画調査課長 本日は議決権を有する8名の委員全員に御出席いただいておりますので、「産業構造審議会令」第9条に基づき、小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。「座席表」、「議事次第」、「タブレットの使い方」についてはお手元に紙で配付させていただきました。「委員名簿」、資料1～4についてはお手元のタブレットでご覧ください。

タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図していただければ担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事の公開については前回同様、本小委員会では新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っておりませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開します。

今回も委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございました。

## 2. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方

### ～とりまとめ 骨子（案）～

○長岡委員長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

事務局からの説明をお願いいたします。

○小松企画調査課長 それでは、まず資料1をごらんいただきたいと思います。

「とりまとめ骨子（案）」としまして、7ページの資料を用意しております。「はじめに」と「おわりに」の間に第1から第4まで4つのパートに分けて、第1回から第3回で皆様に御議論いただいた内容をまとめております。

では、内容について簡単に御説明いたします。まず「はじめに」ですけれども、2つのパートで構成されておりまして、「イノベーションを巡る環境変化」、ここではリーマンショック以降の我が国の研究開発投資は諸外国と比較して回復が遅い等々の項目を並べております。

それから、「産業財産権制度を取り巻く現状」、中国では飛躍的に特許出願件数が増加し、世界の特許文献の7割超を占める。特許出願の審査において外国語の技術文献を調査する必要があり、審査負担は増大傾向にある等の項目を並べております。

委員の方からいただいた意見としては、これ以降、枠囲いで「提示された意見」として対応する箇所に意見を並べております。このパートでは「マーケットとしての魅力が高まらない限り、出願件数が増加傾向に転じる可能性は低い。」という御指摘をいただいたところです。

次に第1「これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムのあり方」という部分ですけれども、まず「1.特許審査制度のあり方」については、現状と課題として、審査処理負担が増大しているということ、限られた審査官数での世界最速・最高品質の審査維持が必要であるということ、変化する多様なユーザーニーズへの対応が必要であるということを書いております。

今後の対応としましては、「特許審査のイノベーション推進」として、ユーザーへの提供価値の見直しと審査プロセスにおける徹底した効率化の追求、それから、このパートにマルチマルクレームの制限を検討するという事も挙げております。

いただいた御意見としては、迅速な審査結果は企業にとって不可欠であり、必要な投資は行うべき。多様化するユーザーニーズに、可能な限り対応すべき。中国語文献の調査は

引用されやすい分野にターゲットを置いて効率化を図る等の工夫が必要である等の意見をいただいております。

2番目の「意匠審査制度のあり方」については、現状と課題として、制度自体の認知度が低く、理解度も不足しているということから、今後の対応は、まず意匠制度の周知の強化を図ること。それから意匠制度自体の魅力をより一層向上させていくということとなります。

提示された意見の1つ目は、ここに挙げた2つをサポートしていただく意見です。それから2つ目としとて、ハーグ協定加盟後も日本企業の国際的な意匠制度活用が進まないことへの対応を考えるべきという御意見をいただいております。

3番目の「商標審査制度のあり方」は、現状と課題としては、まず出願が増加傾向にあり、審査処理能力を上回っているため、その結果として審査期間が長期化しているということと、あともう一つは諸外国に比べて海外への商標出願が低調であるということ。

今後の対応としましては、審査効率化と出願適正化の両立、それから、更なる出願増を見据えた体制の構築ということで、任期付審査官の活用等を挙げております。

いただいた御意見は、出願件数増への対応は各国共通の課題でありますので、他国の解決策を研究してはどうかということと、あと日本において審査処理期間が延びていることに対しては、商標審査の迅速化が重要であるという御意見。次のページに行きまして、ベンチャー企業にとっては、インターネット出願ソフトが使いづらいので、例えば商標出願アプリのようなものを開発してはどうか。諸外国に比べると日本は商標出願の増加率がこれでもなお低いということから、ブランド活用意識を高める必要があるのではないかとこの御意見をいただいております。

4.には特許と意匠と商標、それぞれで御指摘されたことをここに共通事項としてまとめています。具体的には、AIの活用を図り、効率化を進めてはどうかという御意見をいただいたところ です。

5.「特許庁業務を支えるシステムのあり方」としては、現状と課題、厳しい定員事情の中、システム対応は大量の出願を処理する上で必須である。一方で、歳出の大きな部分を占めるため、合理化が必要である。BPRを含め、整備・運用両面で最大限費用を削減していく必要がある。※として、前回、技術検証委員会の大山委員長からいただいたコメントをまとめております。

今後の対応は削減努力の継続・深化ということになります。

いただいた御意見として、徹底した削減努力を支持する。必要なシステムやサービスは導入すべきという御意見をいただいております。

第2のパートは「より魅力的な産業財産権制度とイノベーション創出に向けた政策のあり方」になります。

まず最初に「国際的な制度調和」ですけれども、現状と課題として、グローバルな事業展開には、国内のみならず国外でも安定した知財の保護が必要不可欠であるということから、今後の方針として、幅広い人材育成協力、PPHの拡充、模倣品対策や海外の相談体制の整備等を継続していくということを挙げております。

いただいた御意見も、ASEAN諸国に日本のルールを知っていただけるよう、支援を積極的に継続すべきということと、あともう一つは我々の取組の成果について、PRが十分ではないということで、そこを進めていくべきではないかという御意見をいただいております。

4ページの2.「中小・ベンチャー企業、大学支援」ですけれども、課題は知的財産の重要性が浸透しておらず、イノベーションの促進が図られていないということになります。

今後の方針は、1つ目が中小の話で、地域・中小企業支援の充実を図る。2つ目はベンチャーで、事業戦略と一体化した知財戦略の実現支援を強化する。3つ目が大学です。大学の研究成果を社会へと還元するための大学支援の取組を推進する。

提示された意見も、これらについて支持していただけるような御意見をいただいているという理解しています。

3番目、「オープンイノベーションの促進」ですけれども、ここでは2つ挙げています。まず1つがオープンイノベーションを促進する環境整備としてのモデル契約書作成等を一層進めていくということ。それから、ライセンスオブライトについて、それを参考とする制度についての導入の検討を進めていくということを挙げています。

ここの項目でも各施策に共通する事項としては、支援施策は、厳しい財政状況に鑑みて、メリハリをつけ、効果の高い施策に選択と集中を行うということと考えています。

第3のパートが「新型コロナウイルス感染症等を受けて」ですけれども、産業構造が一変しDX促進の重要性の急速な高まりがある中で、デジタル化、オンライン化に対応していく。

具体的には、5ページになります。残る約500種類を含む全ての手続のデジタル化をする、書面申請に伴う押印について可能な限り廃止する。

いただいた御意見の1つ目、2つ目はこれを支持するものと理解しています。3つ目と

して、知財部門の責任者で対応できる手続は、部門内で手続完結できるような制度設計にしてほしいという意見をいただいています。

3. が「非常時対応の見直し」ですけれども、コロナ禍のような状況にあっては、今後の対応のところにあるとおりで、まずガイドラインを整備して迅速に対応できるようにしていくということと、あと割増特許料については、災害等を原因とする場合でも納付期間徒過の場合に支払わなければならないという現行制度について、救済を設けることを検討するということとを考えています。

いただいた御意見もこの2つをサポートするものと理解しています。

第4のパートが「特許庁サービスの維持・向上及び料金体系のあり方」になります。

1. の(1)に「登録情報処理機関による電子化業務」を挙げています。電子化手数料の水準や手数料の対象とすべき手続の範囲を見直すことと、電子化業務のあり方そのものの効率化への取組を推進していくということになります。

(2)が「特許印紙による予納制度」で、課題は利用者、特許庁双方に事務負担があるということと、あともう一つが特許庁が30億円を超える手数料を負担しなければならないということとです。

今後の対応は、口座振替等他の支払手段の活用を促すとともに、印紙による予納は廃止する方向。並行して、印紙予納の代替手段、現金予納等になりますけれども、この検討を進めていきます。

2. が「歳出・歳入構造改革に向けて」になります。

(1)は、まず特許特会の現状として、2004年以降、一時的な審査請求数が増加したことによって歳入が急増し、一方で旧システム刷新計画が頓挫したことで歳出が停滞しました。その結果、剰余金は2000億円を超えるほどに到達し、2008年以降、剰余金還元のために累次の値下げを実施しております。一方、2013年以降はシステム刷新と庁舎改修に伴い一時的経費が増大しており、また審査環境の複雑化等により定常経費も増大しております。その結果、2014年から7年連続で単年度赤字となり、剰余金が急減しているところです。

歳出等の費用削減についてですけれども、2021年度予算は対前年度比で5%削減。定常経費が2022年度以降早期に現行料金体系下での歳入を下回るような取組を継続・強化してまいります。

いただいた御意見は、歳出構造改革は個別最適ではなく、全体最適の観点で取り組みを進めるべき。業務のあり方を含め、関連団体の改革も併せて進めることが望ましい。印紙

予納については、利便性が保たれるなら対応に賛同する。料金納付手段について、バーコード、コンビニ支払等の多様化が望ましい。減免制度については、その大枠は維持し、大多数の正当な制度利用者に影響がないようにすべきではありますけれども、潜脱的利用については、上限を設ける等の措置が必要であり、措置に際して、抜け道ができないように、それを防ぐ制度設計とすべきとなります。

(2)「歳入確保に向けた対応」ですけれども、歳出削減策のみでは今後必要になる一時的経費の確保が困難であり、その不足分は2030年代半ばまでに約2000億円程度と試算されます。年間に割り戻すと150億円程度の増収が必要となると考えているところです。また料金改定に際しては、PCTの手数料と商標関係料金についての見直しも必要と考えています。

いただいた御意見は、逼迫した財政状況に鑑み、収支差を150億円確保せざるを得ない状況は理解。一方、しっかりシミュレーションを行うべき。イノベーションが阻害されない料金体系が望ましい。財政状況の透明性確保が重要。現在の情報開示は不十分。それから商標についてですけれども、不使用商標やストック商標への対応と適正な料金制度の検討が直結する課題かは要検討。一律値上げではなく、更新料を高めとすれば、不使用商標が登録されにくいのではないか。ユーザーフレンドリー目線で、出願しやすくする工夫も併せて検討すべき。企業にとってブランド戦略は欠かせない。値上げだけではなく、Web出願等の出願インセンティブ施策もセットで検討すべき。最終的にどのような権利が発生するかが最も重要であり、指定商品・役務は出願人が自由に選択すべき。料金体系は審査の負担に応じた形が望ましい。自由記載か否かで料金を変えれば、基準等に沿った出願を行うインセンティブになり、審査コスト削減にもつながることから、先送りせず検討すべき。

(3)は情報公開の話になります。ここでは、今後の対応は透明性の確保と定期的な検証ということになると考えています。

最後が「おわりに」ということで、特許庁は、我が国のイノベーションを支えるために、適時に的確な審査を行い、企業・大学等の知財活動を支えています。企業等における知財の有効活用を支援していきます。上記を実現するための財政基盤を確保し、安定性・透明性を伴った効率的な運営を行っていきますということで骨子をまとめております。

それから、続いて資料4をごらんいただきたいと思います。資料4は「令和3年度特許庁関係予算案のポイント」です。先ほど申し上げたとおりで予算案総額は1562億円、対前年度比で5.3%削減しています。

主な項目を申し上げますと、まず申請手続等デジタル化の推進、ここにはシステムの予算

396.4億円の内数を使うこととなります。それから審判口頭審理のオンライン化、フリーアドレス化等の推進。

2つ目の項目ですけれども、ニーズに応じた効率的な特許行政サービスの運営ということで、商標出願の大幅増に対応した審査体制の強化については、任期付審査官10人(新規)ということになります。あと審査業務等への人工知能技術の活用なのですけれども、ここには4.4億円、それから特許審査における選考技術調査の効率化、これは検索の外注になりますけれども、251億円から226億円と10%の削減をしております。

重点的な知財活用支援として、中小企業等への普及啓発・戦略構築等支援、これは INPIT 交付金の内数を使います。スタートアップ、大学等への知財活用等支援は3.3億円、それから海外における知財制度等基盤整備、こちらは16.9億円となります。

それから、「意見提出フォーム」というものを特許庁のホームページに用意し、御意見をいただいているところで、この意見提出フォームは引き続きオープンにしてありますので、1月の下旬の最終とりまとめに向けていただいた意見をとりまとめていきたいと考えておるところです。

私からは以上になります。

○長岡委員長 ありがとうございます。

### 3. 特許庁ミッション・ビジョンについて

○長岡委員長 では、続きまして、特許庁のミッション・ビジョン・バリューについて、糟谷長官と今村プロジェクトチーム長から御紹介をお願いいたします。

○糟谷特許庁長官 資料2でございます。12月15日に私から職員に向けてメッセージを出しまして、特許庁のミッション・ビジョン・バリューを再定義することなど呼び掛けを行いました。この背景について御説明をさせていただきます。

まず第1に、危機感の共有であります。この委員会で御議論をいただいて、産業財産権行政の在り方について見直しを進め、また特許特別会計の抜本改革が待ったなしとなっている中で、庁内で改めて危機感を共有し、職員一人ひとりの主体的取組や協力を促す必要があると考えたことでございます。資料2の1ページ目の最後から2つ目のパラグラフまでがそれに相当するところであります。

第2に歳出削減という、カットする、小さくなるということだけではなくて、課題対応

と両立させていかなければいけないということでありまして、これは資料2の1ページ目の最後のパラグラフであります。昨年、庁内に財政本部会合をつくり、特許特会の歳出削減の取組を本格的に開始をしたわけでありまして、既存の予算の削減や新規事業の凍結などを進めてまいりました。ただ、その一方で「予算がないので新しい取組はできない」という発言をときどき職員から聞くようになりました。しかし、新しい取組ができないというのでは、新たに生じている課題には対応できないわけでありまして、歳出削減を進めながらも、同時に新たな課題にも着実に対応することが必要でありまして、“思考停止”に陥ってはならない、お金がないからできないという言い訳をしないということをしつかりと伝えたいということでありまして、

第3に、部門の枠を超えた取組が必要であるということでありまして、これは資料2の2ページ目の2つ目のパラグラフあたりであります。先ほども御説明がありました来年度予算案、今日の午前中の閣議で決定をされましたけれども、今年度と比べて5.3%削減した予算になっております。また来年度の予算を緊縮予算として組むだけではなくて、今年度の予算の執行に当たっても、もう既にできる限りの節約に努めてきております。今年度は、締めてみないとわかりませんが、今年度予算を数%は使わずに残せることを目指して取り組んでおります。

一方で、これまでの節約の取組はそれぞれの部署ごとに、また現在の仕事の進め方を前提としたものにとどまっているきらいがありまして、このままでは早晩、歳出カットに行き詰まるのではないかと、そういう可能性があるというふうに感じております。歳出削減を最大限行っても足りない分は料金値上げをお願いせざるを得ないわけでありまして、歳出削減努力が不十分であってはユーザーの皆様への御理解は得られないわけでありまして、十分な歳出削減のためには部門の中の最適化ではなくて、部門の壁を越えて最大最適となるように見直すこと、また従来のやり方や固定観念にとらわれずに変革していくことが不可欠でありまして、改めて部門を超えた取組を求める必要があると考えたということが第3点目であります。

最後に、何でミッション・ビジョン・バリューを再定義するのかということでありまして、この資料2の最後の2つぐらいのパラグラフですが、変革を進めていくに当たっては何を再定義するのかということと同時に、何は変えないで維持をするのかということについて、職員の認識が揃っていることが必要でありまして、その軸になるべきは組織のミッションであり、ビジョンであり、バリューであろう。この会議の第1回目で、特許自

身の経営デザインシートをつくったらどうかという御意見をいただきまして、従来の特許ビジョン、これは資料3にありますけれども、これをもとに経営デザインシートを記載を試みたのですけれども、何か違和感が残るものになってしまいました。何で違和感があるのだろうということを考える中に、従来のビジョンは「グローバルな知財システムの構築に貢献する」とか、「ユーザーのニーズに応える質の高いサービスの提供をする」、こんなことが大きな柱になっているのですけれども、それ自体、間違いではないのですけれども、グローバルということ以外にどんな知財システムを目指すのかということが明らかではない。ユーザーニーズに応えるというのですけれども、多様化するユーザーニーズの全てに応えられるのか、またコストにかかわらず全て応えるのが適切なのか、少なくとも相矛盾する要望には応えられないのではないのか。経営資源に制約があって優先順位をつけて選択をしなければいけないという中で、従来のビジョンでは判断の基準にはならないのではないかというふうに考えたわけでありまして、そのために「ミッション」、「ビジョン」、「バリュー」を改めて整理、再定義をして共有することが不可欠であるというふうに考えたわけでありまして。

特許庁はデザイン経営を進めておりまして、部門横断的なデザイン経営プロジェクトチームというのを数年前から設けて活動しております。このチームが新たなミッション・ビジョン・バリューのたたき台をつくってくれまして、まだ完全なものではありませんけれども、このたたき台をつくる過程ではチーフデザインオフィサーである岩崎技監、それから私も加わって議論をしまして、それについてプロジェクトチーム長の今村から御説明を申し上げます。

○今村デザイン PT 長 特許庁のデザイン経営プロジェクトチームのチーム長をやっております今村です。

今、糟谷長官のほうから御紹介がありましたように、デザインプロジェクトチームは各部署から希望者が参加できるような仕組みになっておりまして、若手を中心に今、60名規模で活動しております。参加しているメンバーは自分たちで考えて新しいことをやりたいというその問題意識を持った若い職員が多いということもございまして、まさにこのミッション・ビジョン・バリューについて、プロジェクトチームのほうでまずたたき台をつくってみようではないかということになりました。

まず、そのプロジェクトチームの案を御説明する前に、資料3をごらんください。こちらが現在、特許庁のホームページ等で提供しております特許庁の今のミッション・ビジョ

ンになります。見ていただきますと、左のほうにピラミッドのような図がございまして、ここに「目指す組織」、「組織ミッション」、「行動指針」というものが示してございます。それぞれ左のほうに、目指す組織として、「特許庁は、ユーザーの声に敏感で、自らを変えていくことに常に柔軟な組織をめざします。ユーザーの満足度に励まされて、さらに生き生きと仕事をする、そんな特許庁になりたいと考えます。」それから、組織ミッションとしては、「知的財産権における環境変化に対応するため、特許庁は、国際議論をリードし、グローバルな知財システムの構築に貢献します。また、ユーザーのニーズに応える質の高いサービスを提供します。」このようなミッション・ビジョンというのを掲げてこれまでやってまいりました。

このミッション・ビジョンがつくられたのが2009年ということになります。今、10年たちまして、この委員会の中でも御議論いただいているとおり、我々を取り巻く環境というのは大きく変わってきています。このような中で、我々はどのような社会の実現を目指して仕事をしていくのか、それから社会の実現のために特許庁が何を目標として、どのような組織であるべきなのか、これを再整理して、職員一人ひとりの自分ごととして改めて考えてみる、こういう大切な機会をいただいたというふうに考えております。

今回、このミッション・ビジョン・バリューを整理するに当たりまして、デザイン指向ということで進めてまいりました。すなわち、現状、特許庁に足りないものは何か、それを埋めるために何をすべきかというその課題解決型のアプローチ、これですとやはり現状の特許庁のミッション・ビジョンの中にとどまってしまうということもあり、今回の検討においては、そもそも我々が実現したい社会はどのようなものか、そのために特許庁がどうあるべきかという、未来志向のアプローチで議論を進めてまいりました。これは経営デザインシートもそのようなつくりになってございまして、まず自分たちがどんな経営をしたいのか、どんなビジョンを持っているのか、そこから我々が何をしたいのかということバックキャストするというつくりになっておりますので、まずは我々がどんな社会をつくりたいのか、その社会のためにどうあるべきか、こういう議論を行いました。

まず「ミッション」ですけれども、実現すべき社会、どんな社会を実現したらいいのかということですが、「一人ひとりが想像力を発揮したくなる社会へ」、この「社会の実現」というものをミッションに掲げたらどうかというふうに考えております。これは特許庁がどんな社会を実現したいのかと一般の方に聞かれたときに、やはりストレートに回答できる、そんなミッションが必要ではないか。それから、こういう社会になれば日本も

元気になるのではないか、ワクワク感が想起できるようなミッションにしたい、そういう思いもここに込めております。

それから「ビジョン」ということで、組織の目標ですが、特許庁が社会の実現のためにどうあるべきか、どんなことを目指していくのか、どんな存在になるべきなのか、こういったことをあらわしております。提案としましては「新しい時代の知財エコシステムを実現し、世界の未来を拓く「知」のインキュベーターになる」、このようにさせていただきました。この中で「知財エコシステム」としましたのは、これまでのミッション・ビジョンでは「グローバルな知財システムの実現」を掲げておりましたけれども、単に制度とか仕組みという知財システムではなく、もっと大きな枠組みである知財エコシステムをユーザーの皆様と一緒に実現していくべきではないかというふうに考えまして、「知財エコシステム」としております。それから、この「インキュベーター」というところですけども、ここに込めた思いは、特許庁は審査実務を基軸とする、これは今後も変わっていかないところではございますけれども、更にやはり知財にまだ触れていないイノベーターやクリエイターの発掘とか育成、支援についても特許庁としてしっかりやっていくべきではないか、こういった思いもありまして、インキュベーター、何かを孵化させるという文言を入れさせていただいております。まさに知財というところにまだ触れていないクリエイターであったりとかイノベーター、こういったところも我々の重要なユーザーでございますし、今後、こういった知財にまだ触れていないのだけれども、爆発的なすごいアイデアを持っている、こういった方たちが日本をしっかりと変えていくことができると考えますので特許庁として、しっかり応援していきたいという思いから、このような文言にさせていただいております。

次に「バリュー」ですが、これは価値観・行動指針というものでございます。我々一人ひとりがどんな価値観、どんな行動指針で仕事をしていくべきか、ミッション・ビジョンを実現するためにどういう価値観・行動指針を持つべきか、ここを一人ひとりに考えていただくと思っており、庁内に自由に提案をしてもらうこととしています。

ミッション・ビジョン・バリューにつきましては、これだけですとわかりづらいというところもございますので、これらをかみ砕いたステートメントという形で文字にしたものも作成しております。そこにありますとおり、最先端の技術とこれまで特許庁が培ってきた実務の知見というのをしっかり融合しまして、イノベーションやブランディングが促進されるような知財エコシステムを、特許庁だけではできませんので、ユーザーの皆さんと一

緒に実現をしていくこと、それから人や企業のアイデアに寄り添って暮らしの質の向上から社会課題の解決まで、この社会課題の解決だけですがもっと細かな一人ひとりの幸せとか一人ひとりの持っている問題意識、課題というところまで手が届かない可能性がありますので、本当に細かなところから大きな課題までということで、暮らしの質の向上から社会課題の解決まで、あらゆる価値を生み出し続けること、こういったことをミッション・ビジョンのステートメントということで盛り込んでいきたいというふうに思っております。

このミッション・ビジョン・バリューですけれども、自分ごとにしていただくということが一番大事だと考えております。人が決めたことだからというものでは、すぐに忘れ去られてしまいますし定着しません。やはりミッション・ビジョンに向かって一丸となって進んでいくというのが大事かというふうに思っております。したがって、今回は職員全員、一人の例外もなく、特許庁のミッション・ビジョン・バリューというものを考えようではないかということで、先ほど糟谷長官のほうから紹介させて頂いたメッセージを特許庁職員全員に長官自らお送り頂きました。これから1ヵ月ほどかけて組織内で徹底的にディスカッションをしまして、このミッション・ビジョン・バリューというのを作っていくというふうに思っております。

これも単にメールを送って、考えて、ディスカッションしてというだけだとやはり余り意味のないものになってしまいますので、こういう時期ですけれども、オンラインでインタラクティブにディスカッションをする機会を設けたりとか、職員がグループで議論する、こういったことも行いながら、先ほども申しましたが、だれ一人取り残されることなく、このミッション・ビジョン・バリューの整理、策定といったところに参加していただくということで考えております。

ここにあります文言はこれからのディスカッションの中で大きく変わる可能性もございます。庁内での議論がまとまりましたら、次回の委員会でもお諮りできればというふうに思っております。

私からは以上になります。

○長岡委員長 どうも大変ありがとうございました。

#### 4. 自由討議

○長岡委員長 では、これから議論に移りたいと思います。

とりまとめ骨子を作成いただきましたので、これをきちんと議論することがまず重要でして、そちらから始めたいと思います。全部にわたりますとやはり議論がしにくいので、幾つかのポジションに分けて議論をするのがいいと思います。報告書の骨子とそれからこちらの委員会のほうから提示された意見という2段の構成になっておりますが、それぞれにつきまして、御質問あるいはコメントをお願いします。

それでは、「はじめに」というところで何かお気づきのところがあれば、いかがでしょうか。

では、戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員 とりまとめ骨子案を作成していただきまして、どうもありがとうございます。

「提示された意見」というところは私がコメントした内容だと思うのですが、「マーケットとしての魅力」という意味が伝わっていないと思いますので補足させていただきます。私が発言した「マーケットとしての」という意味は、リアルな日本の市場という意味と、いわゆる特許というか、知財のマーケットという意味で、そのような表現をしました。後者に関しては、外国からの日本への特許出願を増加させるという施策のアイデアとして第1回の基本問題小委員会で発言した次第です。前者のリアルな日本市場の魅力の向上というのは、このコロナ禍において経済産業省や特許庁だけでどうにかなるというものではないですので、主に特許、知財のマーケットの魅力を高めるという後者の施策に関して、更に追加のコメントをさせていただければと思います。

まず第1に、日本の審査が速くて品質の高いということが最も重要な政策であるということには疑いの余地はありません。品質の議論の際に申し上げましたけれども、外国の出願人のユーザーの声を案件ベースでヒアリングなどをされるとよいのではないのでしょうか。例えば同一の発明のファミリー、多数国出願があるケースで、日本の審査の過程ではどのようなプライアート（先行技術）が引用されたのか、どのような権利範囲で成立したのかといったあたりを収集したり分析してみると、ヒントが得られるかもしれません。

第2は、他国の審査、例えばPCTの国際調査報告等を引き受けたり、調査サービスを提供する件です。日本への出願が増加するといった直接の効果というのはそれほど大きくないかもしれませんが、他国・地域の特許庁が行っている現状の調査やサーベイは行って

みたらどうでしょうか。波及効果のようなものが感じられるかもしれません。外国の出願人からの特許出願を増加させる施策として、こうした審査や調査サービスの導入や、英語による特許出願の受け入れということも将来的には検討すべき状況になってくるかもしれません。基礎データを収集するという意味でも、このような調査・サーベイは行ってみたらどうでしょうか。

次に、括弧書きで、「韓国では出願件数が継続的に増加している」という記載があるのですけれども、この点について、主にエレクトロニクス業界の観点からコメントしたいと思います。御承知のように、韓国のエレクトロニクス業界のサムスンとかLGなどの企業はビジネス自体を最初からグローバルを意識して行っております。特許出願も国内のみならず海外も強く意識して、同様に増加させているのだと思います。一方、日本のエレクトロニクス、IT業界は、第1回目のときに言及しましたけれども、1980年代から2000年代までは横並び意識というのが非常に強くて、国内外企業とのクロスライセンスが多かったという影響もあるのですが、日本国内の企業同士で国内外の出願件数を競っていました。しかしながら、ここ10年ぐらいで事業構造改革も進んできておりまして、反転の兆しが見えてきた企業も増えてきたのではないかと思います。したがって、特許出願に関しても、今後も減少が続くかということ、そうではないのではないかと考えております。一定の歯止めがかかって、増加に転じてくる会社も多いように思います。

一方、予算に一定の制限があるというのは事実でありますので、特にこのコロナ禍においては日本の特許出願件数が増加するかということ、そのところは検討中の会社が多いのだと思います。しかしながら、PCTを、国際特許出願を増加させるという会社は結構多く存在していると思いますので、料金値上げの際には、グローバルなイノベーションの促進という観点から、PCT出願を含む特許出願の活性化に水が差されるようなことがないように、検討をお願いしたいと考えております。一つの案ではございますが、出願関連の料金については料金のアップ分を極力抑えて、特許料に関してはかつて行われていたように維持年数が長くなればなるほど料金が急な傾斜になるような料金値上げも検討されたらどうかと思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

私もちよっと関連して韓国の件ですけれども、研究開発費はそもそも2000年から2018年で韓国は実質ベースで3倍になっているのですね。日本は20%増しぐらいなので、経済の

成長の勢いが基本的に違うというところがあります。同時に、戸田委員がおっしゃいますように日本の研究開発費もトータルとして見れば伸びているので、特許出願も更に減少していくということではなくて、増加に転ずるとというのがむしろ正しいのではないかというふうに思った次第であります。

ほかにいかがでしょうか。萩原委員、お願いします。

○萩原委員 産業界的には戸田委員が言われたとおりでございますので更に付け加えることはないのですが、せっかく長官と今村さんからお話しいただいたので、それについてちょっとコメントさせていただきたいのですけれども、この「はじめに」のところではか言う場所がないのだろうなど。

○長岡委員長 どうぞ。

○萩原委員 全く長官がおっしゃるとおりで、今村さんがるる説明されたとおりでございまして、企業もやはり同じような三段階構想で経営をとらえるという考え方があります。私どもの会社でも、西暦2000年にちょうど百周年だったので、企業像を改めて見直すという話になりまして、やはりこの三段階の、3つの階層での考え方というもので21世紀以降、生きていこうと。まずそれを「企業像」というふうに呼んだのですけれども、最初に企業理念がありまして、それから経営信条がありまして、そして行動指針がある、こういう構造で、基本的には印刷業ではありますけれども、そういう意味で言うと新しい価値を取り込みながら進んでいこうという形にしたわけでもございまして、そういう意味で、こういう形で特許庁さんの取組を提示していただけるということはすごく望ましいし、わかりやすいし、是非今後のイノベーションと日本産業の発展のために公表していただきたいと思うところであります。まずそれを言いたかったということでもございます。

以上であります。

○長岡委員長 ありがとうございます。どうぞ、濱田委員、お願いします。

○濱田委員 私も今話を聞いていて非常にいい取組だと思わせていただきました。やはり出願件数を具体的に上げるという施策も大事ですけれども、基本的にはイノベーションであるとかブランディングとか、そういった意識を高めれば自ずと出願数は増えていくと思っております。そういう意味では、そういった観点からの取組というのは非常に期待しているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。次に、第1節、「これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムのあり方」ということで、3ページの中ごろまでですが、いかがでし

ようか。提示された意見に入っていないけれども、こういう点も重要だとか、そういったことでももちろん構いません。

どうぞ、戸田委員、お願いします。

○戸田委員 私が提案や提言した内容が大変多く盛り込まれていて、非常にありがたく受け止めております。以前にも申し上げましたとおり、例えばマルチマルチクレームの見直しなど、日本独自の制度というのはなるべく国際的な調和のとれた形の制度にしていくほうが良いのではないかと考えております。

それで、ここで発言して良いか迷うところなのですが、制度変更の場合、施行の時期がいつになるのだろうという点でございます。料金のところが最も関心が高いのだと思いますけれども、施行の時期というのが非常に気になる場所でございます。企業の知財部門の施策は、年度単位で動いているところが多く、かつ予算とセットで制度への対応を考えておりますので、施行の時期を早めにアナウンスしていただくと大変ありがたいと思う次第です。

以上です。

○長岡委員長 片岡総務課長、どうぞ。

○片岡総務課長 戸田委員、ありがとうございます。まさに仰るとおりと思っています。料金の見直し、あるいは特許特会財政の再建については、未だ検討中ではありますが、一部法律改正や、政令委任されているものについてはその改正があり得ます。日本の企業は3月期末決算が大宗を占め、年度替わりの4月が大きな変わり目となります。企業においても次年度の予算を作るのは、早くて秋頃、遅くとも年明けには確定というスケジュールも見ながら進める必要があると思います。法律改正の必要性の有無や、我々を取り巻く様々な環境も踏まえながら進めることと認識していますが、スケジュールについては、なるべく早めにお示しできるように、取り組んで参りたいと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、萩原委員。

○萩原委員 第1のところでございますけれども、これは第1のところだけではないと思うのですけれども、審査官の数を増やせない中で、どれだけ効率的に審査をしていけるかということが大きな問題ではありますけれども、その中でAIの活用というのが非常に重要だと思っていて、これが3ページの4のところでございますけれども、これまでの議論の中で余りこの部分に触れてはこれなかったとっております。そういう意味で、

これまで特許庁さんが AI を活用した調査業務とか審査業務とかというのをどういうふう  
にやられてこられたのかとか、これからどうするのだとか、その辺を今、3 ページでは4  
で3行ぐらいしかないのですけれども、報告書でどこまで記載されるのかなというのは、  
皆さん、注目されるのではないかなと思っております、当然いろいろ検討されていると  
私は思っておりますので、是非 IPCC とか協力団体を含めた取組について、開示していただ  
きたいなと思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

野仲調整課長よろしく申し上げます。

○野仲調整課長 私が担当しているのは調整課ですので特許の関係になりますけれども、  
これまでも機械翻訳を使うとか分類の自動付与とか、審査官がスクリーニングをして文献  
を探すときに類似度順表示を行う、あるいは概念検索を行う、こういうものについてやっ  
てきまして、かなりのものについては実現をしております。ただ、当然これ以上に適  
用できる分野がないかというところも考えていきますし、今既にやっているものも精度を  
上げていくというものは考えていきたいと思っております。当然、特許庁内で得られた知  
見については登録調査機関等にも使っていただいてより効率化していただく、こういうこ  
とはしっかり考えていきたいと思っております。

○萩原委員 そういう意味では、民間ではもう多くの会社が調査と、それから明細書作成  
について AI をどれだけいい形で取り込めるかという検討をしているので、余りその辺の、  
私の不勉強かもしれませんが、特許庁さんの今おっしゃったような動きが見えない  
ので、であるとすれば、審査官が増えない、増やせない中での AI を取り込んだ形での効率  
化というのを、これはお金に換算して具体的にこれだけコストカットできましたというの  
は難しいのかもしれませんが、そういう努力をしていますというのを示していただ  
ければありがたいなと思います。

○長岡委員長 野仲調整課長どうぞ。

○野仲調整課長 特許庁の広報誌でもあります「とつきよ」の中でも、今回、審査官が内  
製で開発したシステム、AI を使って効率的にサーチができるようにしたという話を、実は  
ストーリー仕立ての漫画なのですけれども、載せておまして、そういった形でも宣伝は  
していきたいと思っておりますし、御覧になっていただければと思います。

また費用の削減という意味では、外国文献について分類を付与するということで言う

と、人手でやるとかなりコストもかかって、当然件数も膨大ですのでとても無理だということ、AI を活用したことによって文献の分類を自動付与することができて、より精度の高い効率的な検索ができるようになっている。その費用を単純に計算するのは難しいのですが、相当な費用の減額になっているかなと思っております。

また1点、御参考までに、日本特許庁だけの活動ではなく、このAI等をいかに審査業務に活用していくかというところは各国特許庁の共通の課題になっておりまして、WIPO等の場、それから五庁の場等で情報共有をしていくということも行っておりますので、そういうところの他庁の知見も生かしながら、更に検討していきたいと思っております。

○萩原委員 是非よろしく願いいたします。

○長岡委員長 片岡総務課長、どうぞ。

○片岡総務課長 若干補足します。今、野仲調整課長より説明したように、AIについてはいくつか活用している領域があります。例としては、一つは、「急増する外国文献への対応」の中で、機械翻訳に活用している件は既にご紹介しています。AIについて多くの時間を使って議論してはいませんが、加えて言えば、「外国文献についての分類付与」も、実際に減少した費用はいくらかという論点はあるものの、取り組んだ例です。AIの取組については、3行の簡単な表現ぶりになっていますので、この骨子や最終的な報告書も、対外発信するよい機会として位置づけ、今後もしっかりと取り組みたいと思います。今、一番進んでいる特実の審査部門のことを申し上げましたが、その他の分野においても、必ずしもすべてを議論できているかは別として、しっかりと利活用に向けて取り組んで参りますので、最終報告書のところで整理してお示ししたいと思います。

○萩原委員 お願いしたいと思います。

○長岡委員長 AIの活用というのは各制度、共通事項のところに書いてありますけれども、全体としてシステムをどうするかというのは非常に重要な課題なので、前に持ってこられるというのも一案かなと思いました。それから、先ほどご紹介がありました、外国の関連文献の分類をAIで効率的にできたということは、そのためのコスト増を未然に防ぐということにもなるわけで、その結果とした現在の人数を増やさなくてもいいという、そういう形で評価することもできるので、非常に重要ではないかと思った次第です。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、戸田委員、お願いします。

○戸田委員 今の関連なのですけれども、AIとかビッグデータの活用というのはなかなか一本道で行かないのですね。これだけ投資したらこれだけ効果が上がるということではな

いものが多いのが実情です。各部門で取り組まれていると思うのですが、まさに長官がおっしゃった組織の壁を乗り越えて知見を共有していくということが重要だと思います。そのようなナレッジを蓄積してより良い審査を目指していく、効率化していく良いチャンスだと思いますので、そのような取組を積極的にされたらどうかと思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、松山委員。

○松山委員 すみません、少し話が戻ってしまう感じなのですが、最初に御指摘のあった全般的なタイムスケジュールはちょっと気になっております。全体にかかる話かもしれませんが、今までの議論を経て、今後、対応していただけることが色々あると思う中、先ほど片岡総務課長のほうからも御説明があったように、割増手数料などは、法改正が必要になる話かと思えますし、マルチクレームや、減免制度とかそういったあたりは省令での改正の話なのかなと思うのですが、例えば法改正であれば、早ければ来年の、2021年の国会で提出されて2022年4月1日施行とか、タイムスケジュール感がわかるのですが、その他、今後対応する予定の事項につき、タイムスケジュールがある程度立っているものがあるのであれば、その範囲だけでも早めにご説明いただけるといいなと思っております。例えば、押印の廃止とか、特許庁の判断でどんどん進められるものもあるのかなということであったり、あと今までのやり方を変えるに当たってある程度長い期間、周知してユーザーに準備してもらわなければいけないものもあったりすると思うので、次回の資料に載せていただけるかはよくわからないのですが、今既に想定しているスケジュールがある事項だけでも、この事項についてはこういったタイムスケジュールで進めていく予定ですというようなことが、この委員会の資料の中で整理されるとわかりやすくいいなとは思っておりますし、そういうタイムスケジュール感を全体的に整理してもらえるといいなと思っております。

○長岡委員長 どうぞ、片岡総務課長お願いします。

○片岡総務課長 ありがとうございます。仰るとおりで、おそらく法律改正が要るもの、要らないもの、法律改正は要らないにしても周知の期間が必要となるものがあると思います。先ほど、戸田委員から、企業の3月期末決算を踏まえると、翌年度の予算は秋から年明けにかけて決まるので、来年度から料金を見直すと、出願・申請件数の減少でカバーせざるをえなくなるというご指摘かと思えます。一定の用意の時間が必要で、今年度は、既

に年末、まもなく年も明けの中で、どんなに早くとも来年度、4月頭からの適用というのは難しい。可及的速やかにというものについては、秋からやるべきだしやれるというものもあるかもしれませんが。また再来年度、2022年度の頭からというものもあるかと思えます。

○松山委員 ありがとうございます。

○長岡委員長 濱田委員、お願いします。

○濱田委員 先ほど特許庁さんのほうからミッション・ビジョン・バリューということで考え方をお示しになったのでまた重ねて言うような形になってしまいますけれども、やはり例えば意匠制度の周知に関しましても、単に制度の周知だけではなく、意匠の活用事例を周知するとか意匠の有効性を認知させる、あるいは特許や商標も絡めた知財ミックスといったような活用を皆さんに啓蒙すること等によって自ずと出願も増えてくるのだらうと思えますし、ブランド戦略に関しましても、ユーザーがよりブランド戦略に目を向けるような施策をとっていただければ自ずと出願も増えていくのだらうと思っております。私も弁理士もそういった啓蒙活動をアピールするよういろいろなと取り組んでいるところでもございますので、是非お声がけいただいで一緒に協力して知財活動をやっていきたいと思っておりますのでございます。

それから、商標の出願アプリに関しましては、ユーザーフレンドリーだとは思いますが、開発、利用のリスク等について十分に御検討いただいた上で実施していただければと思っております。世間一般の商標法の理解はまだ十分とは言えませんので、余りにも簡易な出願が可能になってしまいますと、いろいろなリスクがむしろ生じてしまう可能性もあるかと思っておりますので、実際の運用に関しましても、できれば弁理士にも相談していただいで、適切なものができ上がることを期待しているというところがございます。反対するものではございませんけれども、そのように期待しております。よろしく願いいたします。

○長岡委員長 高野商標課長、どうぞ。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。商標の出願アプリにつきましては弁理士会の先生方ともよく意見交換をしながら、お互いにとって、良いものができますように進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○濱田委員 ありがとうございます。

○長岡委員長 本田委員、お願いします。

○本田委員 今、濱田委員から意匠、商標といったところに踏み込んだお話があったので、

もしかしたら先でお話しすべきところなのかもしれないのですけれども、中小・ベンチャー支援の項目のところですね、4ページのところ、特許出願は積極的に日本の企業さんは行われていて、意匠、商標というところ少し遅れているような印象だとは思いますが、現実にはそれがあらわれているのはやはり出願件数といったところだとは思いますが。中小・ベンチャーさんにおいてもやはりいい技術が出てきたとか、いい発明が出てきた、そこを基盤技術にしてスタートアップしていったりということがあると思うのですけれども、是非こういう中小・ベンチャーの方々にデザインであったり、ブランディングであったり、そこを積極的に支援いただいて、デザイン、ブランディングというようなことから社会を豊かにするようなイノベティブな製品が出てくるといいなと思っていますし、現実にもうまくそれを活用しているような中小企業さんというのは成功しているように思います。少し日本の中で行くと特許偏重型になっているのではないかなというふうに思いますので、そのあたりのところを、まさに中小・ベンチャーからブランディング、デザインといったところを厚く支援いただくのはいかがかと思っております。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、山内委員、お願いします。

○山内委員 今、中小・ベンチャー支援に関するご発言がございましたので、その点について発言させていただきたいと思っております。

○長岡委員長 次の課題「より魅力的な産業財産権制度とイノベーション創出に向けた政策のあり方」に移ることにします。

○山内委員 中小企業は経営のリソースが少ないので、本当に特許庁に御用意いただいている幅広い支援は非常にありがたいと思っております。今まさに御指摘がございましたように、私どももこれからセミナーや経営指導を通じまして、特許だけではなく、意匠、商標等を含めて知財がいかに重要なのかということをお啓蒙していきたいと考えております。なぜかと言いますと、コロナ禍で新しいビジネス変革をするにしても、事業再構築をするにしても、または事業譲渡するにしても、企業には自社の価値が何なのかということをおいま一度考えていただく必要があるかと思っております。そのためのツールとして経営デザインシート等がありますが、しっかりと経営を考えていくという中で、やはり知財というもの、これから何で稼いでいくのかということをお考えたときに非常に重要だと思っておりますので、ここは是非我々としても支援を行ってきたいと思っております。

そういった意味でも、中小企業の方々が知財にアプローチしやすい工夫と言いましょるか、ホームページを見て知財について学んだり、窓口相談に来やすいような工夫を行うとともに、関心を持った方々が人材面や費用面で知財の取得と活用を諦めてしまうことがないように、やはり必要な各種支援策は是非維持をしていただきたいと思います。と思っています。

また、各地商工会議所の役員、議員など、様々な会社の方と話していても、やはり地域というのは大学が非常に重要でございまして、企業と大学との連携もこれから非常に重要になってくるかなと思いますので、ここに書かれております大学支援の推進につきましても、是非進めていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

下村意匠課長、お願いします。

○下村意匠課長 意匠課長の下村でございます。意匠の普及、それから活用についての大変貴重な御指摘をありがとうございます。令和元年の意匠法改正を受けまして、今年、弁理士会の意匠委員会の先生方からも、せっかく改正したのですから、今年は普及元年にしましょうというふうなお声がけをいただき、いろいろな御本にも知財ミックスの活用事例をはじめ意匠制度についてご執筆くださるなど、多大なるご協力をいただいております、非常に感謝をしております。

ただいま御指摘をいただきましたように、意匠制度をよくご存知ではない方への普及が十分ではなかったのではないかということから、これまでの当課のテキスト類等も見直してみたのですが、やはり既存のユーザーさんにはご理解いただいても、全く意匠制度を使ったことのない方にとってはわかりにくいのではないかという説明も多くございました。こういったところを改めて皆様に広く使っていただけるように、新たなユーザーの方にとってもわかりやすい発信をしていきたいと思っておりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願いたします。

○長岡委員長 吉田情報システム室長どうぞ。

○吉田情報システム室長 情報システム室から紹介なのですが、特許庁のホームページで3日前の18日に「さくっと書類作成」機能ということで、Webで簡単に書類が作成できる機能がリリースされました。要望として「Web ツール」という言葉が幾つか出ておりますが、Webを使って商標の登録願いをつくるとか、今後AIの連携とかもできるようなWebのツールですので、一度御覧いただいて、そちらの機能増強等として可能な話なの

か、どういう機能が必要なのかというような形でも見ていただけるとありがたいかなと思いますので、御紹介まで、ありがとうございます。

○長岡委員長 「さくっと書類作成」機能のご紹介、ありがとうございます。

濱田委員お願いします。

○濱田委員 すみません。

○長岡委員長 どうぞ、濱田委員、お願いします。

○濱田委員 4ページに移ったということで申し上げますと、意匠の話につきましては本当に意匠委員会等の意匠に携わっている弁理士は、今非常に熱く活動しておりまして、いろいろなセミナーであるとかコンテンツ作成にすごく力を入れておりますので、是非今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、スタートアップ企業の啓発活動は有意義であり、継続すべきと4ページのところに書いてありますけれども、継続というよりはむしろ強化していただけたらと思っております。スタートアップ企業を支援していくことが未来の知的財産経営に結びついて強い日本をつくれる礎になるのではないかと考えておりまして、そういう意味でスタートアップ企業に厚く支援していくことは有意義であると思っております。弁理士会でも中小企業・ベンチャー・スタートアップの知財担当者のための知財戦略ガイドというものを作成いたしまして配布を考えているところでございますので、私どもも一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

それから、弁理士会は各地域会というのがございまして、こちらが積極的に地域知財活性化に向けて活動をより活発化させていきたいと考えておりますので、この点に関しましてもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、片岡総務課長、お願いします。

○片岡総務課長 繰り返しになりますが、過去の小委の資料でいえば、第2回目の85ページから97ページにかけて辺りが、中小企業、あるいはベンチャーに向けた支援をまとめたものとなります。知財に不慣れな方へのご案内ということでいいますと、87ページの知財の総合支援窓口、日商傘下の各商工会議所、あるいはよろず支援拠点などとの連携も通じて窓口機能を強化していく。88ページですと、海外展開までを含めた支援策のご紹介、また89ページ以降には、いわゆる知財金融の話もあります。さらに93ページではベンチャー

支援、その次のページは知財戦略デザイナー、大学等への支援ということで、委員の皆様から重要性をご指摘いただいた、あるいはご要望いただいたものをまとめています。いかんせん、この特許特会の状況であるので、効果が高いものにメリハリをつけながら取り組んでいく。財政再建が進む中で、先ほども話があった出願等に底打ち感が出てきて、財政の余力が生じる際に、このような支援策についても質量ともに充実した形となることが重要かと考えています。この小委でも一度扱っていますので、改めてご紹介させていただきます。

○長岡委員長 どうぞ、鮫島委員。

○鮫島委員 こういう緊縮財政なので財政的な問題があるのはよくわかってはいるのですが、スタートアップ支援とか中小企業支援というのは財政がないからといって1年、2年の間やめてしまうと、関わってきた人材とかも全部離散してしまうというのがかつて体験したことです。あれは二度と招くべきではないし、比較的小さな予算でできるプロジェクトなものですから、是非継続的な投資をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○長岡委員長 どうぞ、では本田委員、お願いします。

○本田委員 皆さんと方向性としては同じなのですが、ここに提示された意見の中に「日本のスタートアップ企業の知財の取組は、欧米に比べて周回遅れ。」という言葉があって、私としては大学に身を置く中で、すごく心が痛いなと思いながらこの一文を読んでいます。日本のスタートアップのある一定割合はやはり大学の技術を基盤としながらスタートアップしているというものが多くかと思えます。その中でやはり大学の技術を基盤にした知財がとれてないといったところも大きな周回遅れの原因ではあるとは思っておりますので、継続というよりも強化いただいて、大学の基盤になるような知財というのがきちんととれるような強化した支援をいただきたいと思っています。その支援の内容として、今やっつけていただいている支援の中で、本当に、大学が求めている支援であるかどうかみたいなのも今後も意見交換をさせていただきながら支援体制、どこに支援を強化していただくのが一番いいのかみたいなのも議論させていただけるとありがたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

○山内委員 ありがとうございます。企業と支援する弁理士会の方々としっかりやっていくということであると、一例としては、今年の2月に日本弁理士会からの働きかけで、沖縄の宮古島で、宮古島市と宮古商工会議所、そして弁理士会の三者で産業振興のための協力協定を結び、知財を核にして産業振興していきましようという取り組みを行っています。コロナ禍で成果がどうなのか聞きに行くことが叶わなかったのですが、地域全体で知財が大事であるという機運を盛り上げていく上では、行政も交えてやると意識が高まってくるのかなと考えております。こういったものもうまく普及していければと思っております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、大変ありがとうございました。次の第3節「新型コロナウイルス感染症等を受けて」というセクションについて、いかがでしょうか。

私からですが、最初に「産業構造が一変」、それから「DX促進の重要性の急速な高まり」と書いてありますけれども、私はDXのほうが重要だと考えています、今、例えば観光業が縮小しているのは、コロナ対策上やむを得ない行動変化の結果であり、しかしワクチンができていて、その接種によってかなり現状に戻る可能性も高いと思います。他方で、コロナ危機を契機にDXの効果を発見した点は、パーマネントなショックであり、これが、コロナショックによる産業構造変化の主軸になるのではないかと考えております。

この節についていかがでしょうか。

どうぞ、濱田委員、お願いします。

○濱田委員 デジタル化や押印廃止について積極的に取り組んでいただきまして、大変ありがとうございます。どうもありがとうございます。

ただ1つだけ、審査官の方のテレワークも進んでおりまして、なかなか連絡がとりにくいというのがあるのですけれども、未公開案件についての早期審査が非常に遅れているという話をよく聞いております。出願人は早期審査によって、2、3ヵ月でアクションが来ることを見込んで事業を進めているところもございますので、いろいろとコロナ禍で大変だとは思いますが、このあたりの審査体制を十分に構築していただけたらと思っております。

以上でございます。

○長岡委員長 どうぞ、野仲調整課長。

○野仲調整課長 ありがとうございます。今は審査官のテレワークについても週に2日程度ということで落ち着いている状態でしっかり業務を回せていると思います。一方、非常

事態宣言下で、審査官の出勤が非常に制限されたときは業務上の制約がかなりありましたけれども、その中でも PCT の期間を遵守すること、早期審査・スーパー早期といったユーザーの皆様の直接ニーズの高いところは影響が出ないようにすることを最優先でやってきたということでございまして、審査部としては大きな遅延はなかったと認識をしておりますけれども、個別の事情で、もしそういうことがあったということであれば、今後しっかり対応していきたいと思えます。

○濱田委員 わかりました。引き続きよろしくお願ひしたいというところでございます。

○野仲調整課長 ありがとうございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ、本田委員、お願ひします。

○本田委員 コロナ禍でいろいろ生活が一変しているといったところはあるのですが、こういう圧力がかかったがゆえにいい形に変えていけているものの中にはあると思っております。そういう意味で押印廃止みたいなところに効率的な手続ができるようになったというのはとてもメリットがある部分だと思います。更にこれを契機に、いま一度、手続として本当に必要か必要でないかみたいなところを見直していただきたいなというふうに思っています、繰り返し申し上げますが、30条の証明書、本当に出願段階で要るのかというのは私としては疑問に思っています。審査請求をして実際にその証明書が活用されるというのは審査段階であるにもかかわらず、全件、30条適用の証明書を出願の段階で出さなくては行けなくて、その書類を皆さん、特許庁の方々が処理をしなければならないというようなことが生じています。審査請求がされなかったものは本来要らなかった書類かもしれないので、実際に拒絶理由通知の対応のときに引用文献としての適格性という視点だけで議論できればいいと思っています。例えば米国型のような例外適用の特別な手続をとるということではなくて、出願前1年以内の文献であれば、そうですね、発明者の文献であれば引用文献の適格性として引用文献から外すというような議論で行えるとよいと思っていますので、そういうところも御検討いただければと思っています。よろしくお願ひいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ、山内委員、お願ひします。

○山内委員 デジタル化、オンライン化につきましては、特に手続の見直しが一気に進むのではないかと大変期待しているところでございます。ただ、この利便性の向上にあたっ

では、ユーザーフレンドリーな形での見直しをしっかりとやっていただきたいとともに、先ほども出ておりましたけれども、その移行にあたっては、どういう形で進めていくのか、現実的な速度で進めていただくことになると思うのですが、スケジュール感を企業の方々に早めに伝えていくということが大事ではないかなと思いますので、この辺りもよろしくお願いできればと思います。

○萩原委員 すみません。

○長岡委員長 萩原委員、お願いします。

○萩原委員 そういう意味で、今、デジタル化対応ということで、見直しを図るものということで挙げていただいているものはやっていただくとして、これからますます更に技術は進歩していくし、それから法務省も、これはだめと言ったものがOKとなる可能性もあるので、報告書には定期的な見直しを行うということを是非書いていただくとよろしいのかなと思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、戸田委員。

○戸田委員 発言しようかどうか迷っていたのですけれどもよろしいですか。

○長岡委員長 お願いします。

○戸田委員 参考までに今、私の会社で取り組んでいる話をしたいと思います。知財部門でニューノーマルプロジェクトと称して業務や働き方の見直しを行っています。主に3つぐらいのパターンに分けています。第1に、例えば紙とか押印の問題への対応で、デジタル化を一気に進めるもの、第2に、コロナ禍の今はテンポラリーにリモート・オンラインで行っているけれども、コロナ禍が終わったときは元に戻そうとしているものです。例えば、対面でないと圧倒的に効率が落ち、成果も出にくいようなブレインストーミングのような類の業務は元に戻そうという話をしています。第3に、対面もしくはリアルじゃないとコロナ禍でもできないものもあるので、それはきちんと残していこうといった整理をしています。

そのような意味で押印廃止とかデジタル化をどんどんやっていただきたいのですけれども、これは何のためにやっているのかとか、本来やらなければいけないのだけれども、今まで出来ていなかったのが加速して取り組もうとか、業務の仕分けをして進められるといいのかもしれないということでコメントをさせていただきました。

以上です。

○長岡委員長 どうもありがとうございます。大変参考になると思います。

では、次の「特許庁サービスの維持・向上及び料金体系のあり方」という7ページまでのセクションについてコメント、質問等をお願いいたします。

○萩原委員 すみません。

○長岡委員長 萩原委員、お願いします。

○萩原委員 中小企業に対する減免制度の見直し、適正化ということは基本的には賛成させていただきたいと思います。ただし、これまでほかの委員から御意見があったように、ベンチャーとか中小企業が不利益を受けるとよろしくないと思うのですね。特に、私どもの経験で言えば、新しい事業を創出するためにベンチャーと組んで開発していく、事業をつくり上げていくということをやろうとしたときに、ベンチャーに、これ、特許はどうなっているのと言うと、ほとんど手当てできていないというケースが、これも前回までにもう申し上げたことかもしれませんが、非常にショックを受けます。そのときに、私たちがお手伝いしようかと申し出ますと、断られるのですね。それは、大企業に自分たちの技術とか基本的なところをとられてしまう、吸い上げられてしまうということで、どうしてもお手伝いできないところがある。そこはやはり公的な機関で、大学発ベンチャーであれば大学でのきちんとした教育、先生に教育と言うのもちょっと口幅ったいのですけれども、しっかりとした考え方を持っていただくような取組だとか、それから弁理士会も特許庁さんもやられていると思うのですけれども、何かもう一歩踏み込んだベンチャーへのお手伝いというのは何かできないのかなと常々思っていて、ですから、基本的に減免制度の見直しは賛成なのですけれども、今私が申し上げたようなところへのしわ寄せが来ないように、是非お願いしたいなと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、山内委員、お願いします。

○山内委員 ありがとうございます。商工会議所は中小企業を支援する立場といたしましては、この減免制度につきましては是非こちらは維持をしていただきたいなというふうに思っています。ただ、潜脱的な利用が一部にあったというのは大変ショックでありまして、こういったところはしっかりと、少数の方のためにしかるべき大多数の方々に影響がないような形で是非制度設計をしていただいで、しっかり中小企業がこういったものを使ってしっかりやっつけていけるような形にさせていただきたいというふうに思っております。内容的

にも今後、詳細は詰まってくると思いますので、こういったときには内容を是非とも教えていただければありがたいと思います。ベンチャー企業に対しましてもしっかりと我々も支援をしていかなくちやいけないなと思いますので、本当に専門家の方々の意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

○長岡委員長 どうぞ、片岡総務課長、お願いします。

○片岡総務課長ありがとうございます。料金を減免するにせよ、事業を行いそこに支出するにせよ、本来あるべき歳入から減少する、あるいは歳出が出て行くということにおいて、財政上は同じ効果と思われれます。今、複数の委員の方々からご指摘があったように、最も意味ある、効果的なお金の使い方はどうなのかという観点で、減免の見直しも支援策のメリハリもつける必要があります。世の中、日本のベンチャーは遅れていて数は少ないという話もある一方で、それなりの数はあり、そこを個別に押していくことがよいのか。あるいは支援の仕組みを作っていくのがよいのか、そうしたところも議論する必要があるかと思っております。減免については「潜脱的利用」という言葉が、ややおどろおどろしい印象もありますが、中小企業であっても、大企業も含めた中でトップ層や、大企業の平均と比してこれらを大きく超えるようなレベルで、出願や審査請求を出されている方に対しては、特許制度自体の持続可能性を高める観点から、大企業に準じてご負担をいただき、特許特会の維持に貢献いただけないかということで、しっかりと説明を申し上げていきたいと思っております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、濱田委員、お願いします。

○濱田委員 まずはこの6ページの下のあたりで「知財活動が減衰しないよう出願料の値上げは見送るなど、弾力的な対応が必要。」ということで、そのとおりとは考えておりますけれども、特許の審査請求料に関しましても値上げしたばかりでございますし、マルチマルクレームも制限するというのであれば、請求項も増加すると思われれますので、これに関しましてもできれば慎重に料金設定をしていただければと思っております。

それから商標に関しましてですけれども、前回、類似商品・役務審査基準、あるいはニース分類に掲載される商品や役務に従った出願について発言させていただきましたけれども、その後、長官のサジェスションを受けまして、弁理士会の担当者と御庁の商標課とで議論させていただいたところでございます。おかげさまで御庁の基本的な考え方については了承させていただいたということでございます。

ちょっと詳しく説明させていただきますと、弁理士会として主張したかったのは、例示のみでは、商標出願手続になじみのないユーザーが適切な内容の商標権が取得できないといったような場合や、権利行使や知財戦略の場面で有効に利用できない場合があったり、あるいは海外の出願との関係上、自由記載を行う必要があることなどがございまして、自由記載が望ましい事案も多く存在するということでございます。ですので、それをあたかも不適正な出願であるかのように整理するのはやめていただきたいということでございます。御承知のようにモノよりコトへ変化している中で、複数の商品やサービスが連動して成立するような業務が多く、単に1つの区分・商品を指定すれば足りるというものも、当然ございますけれども、そうはいかないものもあるというところでございます。ですので、是非併用が必要ということをご確認いただきたいということです。一方、例示に具体的商品が含まれることが明らかな、典型的な出願の場合については、これを分類に即した出願とすることについて反対するものではございません。自由記載が必要な場合があることをユーザーが十分に理解できるように周知していただいて、更には現在の分類の例示を拡充するなど、実態に見合った形に随時修正していただきたいと思いますと考えております。それから、審査負担を考慮した価格設定をして例示のみの場合と具体的表示がある場合の差異を設けることにつきましても、ユーザーの要望が強く、そのほうがユーザーの利便性に資するということであれば了承したいと考えております。また前回も議論があった出願支援としてのWeb出願などのインセンティブについても、ユーザーフレンドリーの観点から検討を進めることに反対するものではないということでございます。

いずれにいたしましても、システムの開発や導入、あるいは具体的な進め方等につきまして、弁理士会ともよく相談していただいて、丁寧に進めていただきたいということでございますので、その点につきまして、是非今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

○萩原委員 すみません、ちょっと先に。

○長岡委員長 萩原委員よろしくお願ひします。

○萩原委員 今の商標関係の話なのですけれども、資料で言うと6ページの下から3行目から始まっている部分であります。前回までに申し上げたように、企業にとってブランド戦略における商標というのはすごく重要なのですよね。ですから、そういう意味で商標が出しやすい姿にする。すなわち例えばWeb出願であったり、そういう施策は是非お願ひし

たいということともに、料金について言えば、これはやはり特許庁の審査負荷のコストとの関係で料金というのは決まるべきだというふうに思っています、今、濱田委員からの説明にあったように、ある規定に基づいた形での出願であれば、それはその負荷がそんなにかからないのだから安くしましょう。自由記載だと、これはどこに当てはめるのという話になるわけですから負荷がかかるということでもありますから、そこは経済効率性というのか、それに沿った形で料金が決まっていったり当然かなという気がしています、企業の立場で言うと、自由記載にするものというのはそんなにないのですよ、少なくとも私どもはですけども。ですから、コストメリットは確実に私どもはあると思っています、そういう料金体系にさせていただくことは望ましいのではないかと考えているところであります。

○長岡委員長 今おっしゃった、審査の実費に合わせて料金を設定するという考え方は、非常に合理的な、商標に限らない、一般的な原則だと思います。

○萩原委員 商標に限らないと思います。マルチマルチも同じようなことが言えるのではないかと考えておまして、一律に料金はこれですというのは、もうそういう時代ではないのではないかと考えております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

高野商標課長、お願いします。

○高野商標課長 商標課長、高野でございます。指定商品・役務の記載によって料金を変えるというところにつきましては、前回の会合の後、弁理士会の先生方と意見交換をさせていただきました。弁理士会の先生方の御懸念についても共有させていただきましたし、我々特許庁の考え方についてもその趣旨について御理解いただけたと認識しております。ただ、まだ今は御提案ただけで、先ほど先生が言われたように具体的ところは今後決めていかなければいけないので、引き続き弁理士会の先生方とも意見交換をしていきたいと思っています。

あと萩原委員の御指摘ですが、指定商品・役務の記載の重要性というのは分野によって違ってくると思いますので、その点についても弁理士会の先生方も含め、関係者とよく意見交換をしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○長岡委員長 どうぞ、戸田委員、お願いします。

○戸田委員 では、私のほうからもコメントをさせていただきます。以前のこの委員会で

料金改定に伴う制度、手続の見直しは一气呵成に行うべきではないかという発言をさせていただきました。まさにこの商標の指定商品・役務の自由記載という点は、そこに該当するところだと思っています。

先ほど濱田委員がおっしゃったように、グローバルに商標権を取得する意味で自由記載が必要だというのは産業界としてもよく理解できることでありまして、自由記載をなくすべきだというようなことは産業界として全く考えておりません。商標課長の方からもコメントがあって、特定の分野にかなり集中しているということが課題の一つだと思っています。2019年のデータによると、拒絶理由通知がされた案件というのは全体の34%で、そのうちの商品・役務の内容、範囲が不明確という理由は42%あるのですね。役務の分野が多いと聞いております。

そういった意味で、特許庁は判断の均質性といいますか、品質の均質性向上のためにいろいろな努力・施策をされていると思うのですが、自由記載によって特定の分野を中心にコストがかかっているというのは事実だと思われます。したがって、ここの部分に料金の差を設けるというのは、あり得る姿ではないのかなと思っています。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにこの節について御質問とかコメントとか、いかがでしょうか。

どうぞ、萩原委員。

○萩原委員 すみません、私ばかりしゃべってしまして申し訳ないのですが、全体的な特許庁の財務状況について申し上げたいのですが、前回までに御提示いただいたデータで非常に危機的な状況だなということは全くそのとおりであります。特別会計なので、そういう意味で特許庁も大変だなと思っています。特許出願に関連する収入が増えない中でどうしていくかということを考えると、特許庁がお示しいただいたコストカットの努力というのが前提ですが、一定の料金値上げは致し方ないというふうに考えております。ここに整理されている内容で致し方ないのではないかなというふうに思っております。したがって、あとは、前回も申し上げましたけれども、透明性をいかに確保していただくかということだと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、片岡総務課長。

○片岡総務課長 ありがとうございます。先ほど、萩原委員、次いで戸田委員からもご指

摘がありました、たとえばAIほか最先端の技術、これらをしっかりと受けて、業務の不断の見直しを行うことを、意思として前に出してはどうかということであったかと思えます。委員長からも、そうしたことを一番最後のところに記載するのではなく、むしろ前提として掲げてはどうかという指摘であったところであり、しっかり検討させていただきます。情報公開が前提であると理解していますが、今ご指摘のあった骨子案の7ページで、今後の対応の2番目の黒ボツにある「特許庁による情報開示の充実や第三者による定期的な検証に取り組み、余力が生じた場合には体系的に料金を引き下げる等、機動的な対応を行う。」としています。この余力を生じさせるところに、最先端の技術、AIやRPAというものがどこまで使えるのか。これまでの議論を聞いておきますと、意外とお金はかかるけれども、そう簡単に全ての取組がすぐに効果を生むわけではないということもあるかと思えます。そこは冷静になり、とらぬ狸の皮算用とならないように、しかしながら保守的になり過ぎて取組が遅れることがないように、情報公開を進める中で、皆様方のご意見をよくお聞きし、意見交換を進めながら、様々な見直しを進めていくことが必要と改めて感じたところです。

○長岡委員長 どうもありがとうございます。

では、最後の「おわりに」のところと、あと全般的に何か言い残された点とかございましたら、どうぞ、戸田委員、お願いします。

○戸田委員 先ほどの長官のメッセージや、このミッション・ビジョン・バリューへの取組、大変すばらしいと思いますし、特許庁長官の決意を感じた次第でございます。産業界としても全面的に支持をいたしますので、これからもダイアログ等の対話の場を設けていただいで継続的な議論、検討を行ってまいりたいと思います。

その際、短期的な課題と中長期的な課題を分けて整理したほうが良いと思っております。短期的な課題というのは、先ほども出ていましたように、コロナ禍におけるDXとか料金の値上げに伴うところだと思います。産業界としては中長期的な視点に立ったときにどういった連携、協力ができるのか、国の施策にアラインして企業がどのような知財活動をすべきなのかとか、そういった議論を継続してさせていただければと思っておりますので、今後とも御指導のほど、よろしく願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○濱田委員 それでは、すみません。

○長岡委員長 どうぞ。

○濱田委員 弁理士会といたしましても、ユーザー様の代理人でございますので、ユーザー様の利益が十分に担保されるよう、利益に資するような方向性を持っていくのが、知財の専門家としての私どもの使命だと思っております。ですので、そのような制度になるように、これからも御庁やユーザー様、それから知財総合支援窓口等に加えて、我々弁理士もお手伝いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○長岡委員長 ほかにいかがでしょうか……。

私から、「おわりに」のところの2番目で「知財専門官庁の知見を有効活用」というのがありますが、これは経営戦略だけではなくて、科学技術イノベーション政策など政策面の貢献も重要だと考えています。AIでも、ワクチンでも、やはり世界的にどのように技術が展開しているかという知見は日本の科学技術イノベーション政策を考えていく上でも非常に重要であり、こうした政策分野での貢献も是非考えていただきたいなど、ちょっとお願いであります。

非常に活発な議論をいただきましたので、とりまとめ案も大分固まったというふうに思います。

では、本日予定されております議事は以上ですが、事務局のほうから何かありますでしょうか。

○小松企画調査課長 本日の議事録については委員の皆様にも前回同様短期間での御確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、次回、第5回の小委員会ですけれども、来年1月を予定しております。また改めて御連絡いたします。

以上です。

○長岡委員長 では、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第4回基本問題小委員会を閉会いたします。

本日は長時間の御審議、ありがとうございました。

## 5. 閉 会